

飲酒運転防止対策マニュアルの策定について

適正化事業運営委員会

昨年来の飲酒運転による死亡事故・重大事故が大きな社会問題となっている中、この度、全日本トラック協会において、トラック業界としても飲酒運転の根絶に向けた対策を実施する際の指針となる「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定しました。

つきましては、会員の皆様方におかれましても、本マニュアルの周知徹底を図っていただきますとともに、飲酒運転を根絶するための取り組みを強力に推進していただきますようお願い致します。

記

飲酒運転防止対策マニュアル

平成18年12月1日

(社)全日本トラック協会

1. 従業員及び家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施

- (1) 道路交通法、貨物自動車運送事業法等関係法規や飲酒による影響・弊害等を再認識させるための資料作成・研修等を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに従業員に必要な対策等の提言を求める。
- (2) 飲酒運転を根絶させるため、飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について事業経営者が手紙等で家族への協力要請を積極的に行う。
- (3) 労働組合、従業員との協力体制を強化する。

2. 飲酒に関する規制の強化

- (1) 勤務に支障を及ぼす恐れのあるような飲酒を禁止する。
 - ・ 勤務時間前8時間は飲酒を禁止する。なお、飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する。(体質、体調、飲酒量により個人差がある。)
 - ・ 勤務中(休憩、仮眠時を含む。)における飲酒を禁止する。
- (2) 飲酒運転に関する懲戒処分を強化する。(社内懲戒処分規程の制定・改正等)

3. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握

- (1) 管理者による個別面談、自己申告等により個々の運転者の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果を積極的に活用する。

- (2) 運転者本人の了解のもとに運転記録証明書を年 1 回取得して飲酒運転経歴がある運転者に対しては社内処分を行うとともに厳正な指導を行う。
- (3) 飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに専門医によるカウンセリング等適切な処置を講じる。

4 . 厳正な点呼の実施

- (1) 出庫時・帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施してアルコール検知器による飲酒の有無を確認する。なお、アルコールが感知された場合は(4)による措置をとる。
- (2) 点呼内容を充実・強化する。
 - ・ 点呼執行者と運転者との物理的距離(起立位置・足型表示等)の見直しを行い、呼気確認の容易化を図る。
 - ・ 乗務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を運転者から自発的な報告が行われるよう改善する。
 - ・ 乗務終了後においても飲酒の有無の確認を行う。
- (3) 点呼の執行体制を強化する。
 - ・ 運行管理者と運行管理代務者との業務に見合った運行管理体制及び連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
 - ・ 運行管理者による立会い点呼を実施する。
 - ・ 照明等点呼執行場所の環境改善に努める。
- (4) 酒気が残存する運転者に対しては、乗務禁止を命じる。なお、帰庫時等において飲酒が確認された場合は厳正な処分を行う。

5 . アルコール検知器の効果的な活用

- (1) アルコール検知器を営業所ごとに導入し、出庫時、帰庫時には運転者に対しアルコール検知器を用いて検査を実施する。
- (2) アルコール検知器の使用に当たっては「アルコール検知器の取り扱いについて」を十分理解して活用する。
- (3) アルコール検知器を運転者に貸し出して個々の運転者のアルコール濃度がどの程度の時間経過により平常値に戻るかを自覚させる。

6 . 情報提供及び理解を求めるための措置

各事業者ごとの飲酒運転防止対策の実施状況や飲酒運転撲滅のための決意表明等を事業者の社内誌及び各都道府県トラック協会の広報紙に掲載して社内外に理解を求める。

以上